

第2510地区 第11グループ

# 函館東ロータリークラブ

## 素敵なロータリーライフとともに

2013～2014年度 会長 池垣 信一



2013~2014  
**会報**  
第2742回  
1月21日(火)

- 例会場/ホテル函館ロイヤル TEL(0138)26-8181(代)
- 例会日/毎週火曜日 12:30~13:30
- 事務所/ニチロビル4F TEL(0138)23-3870 FAX(0138)22-2251
- 会長/池垣信一 ●副会長/松山茂 ●会長エレクト/五十嵐稔
- 幹事/五十嵐正 ●副幹事/國谷大輔
- 友好クラブ/青森東ロータリークラブ・長崎東ロータリークラブ

本日のプログラム

「ロータリー理解推進月間について」

ロータリー情報、友好クラブ特別委員会 田中 治 委員長  
次週のプログラム 1月28日(火)

「節分祭」

小野 孝良 会員

第2741回例会 2014年1月14日(火) 天候 晴

月間テーマ ロータリー理解推進月間

### ■ロータリーソング 我等の生業

■司会 池垣 信一 会長

### ■会長報告

- 1、新会員紹介 山本直人さん 推薦者 渡辺 友子 会員
- 2、池垣信一会長へポール・ハリス・フェローの表彰状とバッジが届いております。



- 3、理事会報告①1・2月プログラムについて承認②ローターアクトクリスマス家族会参加事業報告について承認③奨学金国債購入について満期分745万を購入することを承認。

### ■委員会報告

- 1、親睦活動委員会；新年恒例会ご参加ありがとうございました。

### ■幹事報告

- 1、第3四半期会費のご案内をいたしました。今月末までに払込みお願いいたします。
- 2、ロータリーの友電子版のご案内が届いております。閲覧方法等回覧いたします。
- 3、長崎東RCより会報が届いておりますので回覧願います。

## 「福島第一原発事故 被災者救済制度の現状」

平井 喜一 会員



### 1. 賠償の基本構造

#### (1) 損害賠償の原則

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う(不法行為責任、民法709条)。

要件1 故意又は過失

要件2 因果関係 (加害者の行為と損害の発生)

要件3 損害の発生を立証することで、賠償を得られる。立証する責任は、基本的に、請求を行う側(被害者側)にある。

原発事故の賠償問題も、基本的にはこの原則による。

#### (2) 特別法、特例法

原子力損害の賠償に関する法律(「原賠法」という法律の存在

基本法である民法や国家賠償法、災害救助法ではなく、特別に原子力損害賠償について定めた法律同様に、原子力損害賠償の支援に関する機構法、原子力災害対策特別措置法など

※原子力損害賠償支援機構とは、大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行うことにより、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給等の確保を図ることを目的とする組織。

原賠法の特徴は、責任を原子力事業者に集中していること。

原賠法では、「原子炉の運転等」により「原子力損害」を与えたときには「原子力事業者」だけが損害賠償責任を負い、原子力事業者以外の者(メーカー、国など)は責任を負わない(責任集中)。

ただし、事業者の責任は無過失責任(過失の有無にかかわらず)。

賠償の手当として、強制的に積み立てすることになっている金額は1200億。それ以上の損害賠償については、自力調達(ただし、本件のように、実際には不可能な場合、事実上国が関与せざるを得ない)。

#### (3) 時効問題

不法行為について、民法の不法行為の時効は3年。原賠法も同じ。

請求権当事者の範囲の問題、相続手続未了の問題など。26年3月11日では被害者救済ができない。

そこで、特定原子力損害に係る賠償請求権の時効は10年とするとの法律が成立（平成25年12月4日）。

### (4) 原発ADR

原子力損害賠償紛争解決センターが文科省の付属機関として設けられ、損害賠償について東京電力と被害者の間の話し合いをあっせん（原発ADR）。

任務（原賠法18条）

#### ① 和解の仲介

② 紛争当事者間の自主的解決に資する一般的指針の策定

#### ③ 調査

本件事故の前に先例有り、茨城県東海村のJCO臨界事故のときが最初

和解の仲介 2件申し立てられ、いずれも不調

本件事故では

4. 11 発足（会長：能見善久学習院大教授）

4. 28 第一次指針

5. 30 第二次指針

6. 20 第二次指針追補

8. 5 中間指針

8. 28 原子力損害賠償紛争解決センター（原発ADR）は審査会の下に

理念は、被害者の迅速、公平かつ適正な救済を図ること。

センターにおける賠償のルール原子力損害に該当する蓋然性の高いものから、順次指針として提示（中間指針、中間指針追補など）

## 2. 事業者の損害

北海道の観光業者について主に問題。

中間指針では、外国人観光客に関して、

本件事故の前に予約が既に入っていた場合

少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等が対象とされた。

## 3. 避難者の現状について

(1) 当時の居住区域によって大きな違い

国による指定区域の内外による区別

避難指示等のあった区域（原発所在地やその周辺の浜通の自治体、北西方向の自治体）

福島県内の近隣の区域（福島市、郡山市、いわき市等）

その他の福島県内の区域（会津方面など）

福島県外

(2) 賠償の対象として考えられる損害

・ 避難に伴って発生した損害（交通費、宿泊費など）

・ 避難に伴う生活費の増加分

・ 分断家族の面会交通費

・ 就労不能損害

・ 慰謝料

・ 財物損害

・ 不動産損害

・ 事業損害 等

被災者によって多種多様

(3) ADRと訴訟

ADRは裁判よりは早い（一時事件処理能力不足のため延滞）

印紙代などは不要

訴訟ほどの精密な立証までは不要

東電にあっせん案の尊重義務

賠償対象・金額について、統一的ルール上の限界居住地によっては、ADRについて見込みがない

## ■ニコニコボックス

池垣信一会長 平井会員卓話よろしくお願ひします。

五十嵐正幹事 新会員山本様ようこそ東ロータリークラブへ

池垣清信会員 結婚祝いのお花ありがとうございます。

渡辺友子会員 新会員の山本さんを宜しくお願ひします。

明本会員 新年会親睦活動委員会の皆様御苦勞様でした。楽しかったです。

山本直人会員 新会員の山本です。宜しくお願ひ致します。

佐藤雄喜会員、山谷会員、長谷川浩之会員、吉村会員、原会員、安田会員、戸嶋会員 明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。

■広告料 (株)リード不動産 渡辺 友子 会員

(株)北海道新聞安田販売所 安田 雄二 会員

(有)ファイズやまや 山谷 譲治 会員

安田ハウジングサービス(株) 安田 真也 会員

## ■出席報告

・ 1月14日（火）49名中出席36名（免除3名）

・ 12月24日（火）82.61%

### 市内他クラブ プログラム

1月22日(水) 函館北RC 会員増強について

1月23日(木) 函館RC

五稜郭築造150年祭 中野 晋氏

1月24日(金) 函館五稜郭RC 卓 話

1月27日(月) 函館亀田RC 卓 話

◆ テレフォンサービス 26-3170 ◆

## 明治安田生命保険相互会社

吉田 恵美子 会員

梁川町15-21 電話 53-3089

## (株)ツカサ技研

吉田 昇 会員

滝沢町11-11 電話 57-1414